

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年12月7日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する 条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	1
2 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の 手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	2
3 附属機関の設置に関する条例 新旧対照表	3
4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	4
5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に 関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	45
6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	84
7 職員の定年等に関する条例 新旧対照表	85
8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の 処遇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	94
9 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	95
10 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表	100
11 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例 新旧対照表	101
12 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する 条例関連の新旧対照表【総務局関係】	102
13 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表	103
14 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	108
15 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例 新旧対照表	112
16 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例関連の新旧対照表	122
17 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表	127

1 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する
 条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の分限に関する条例（昭和26年神奈川県条例第53号）新旧対照表
 （第1条関係）

改 正	現 行
第1条～第2条（略） （降任、免職、休職及び降給の手續） 第3条（略） 2（略） 3 前項の規定にかかわらず、 <u>法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任は、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が当該職員にその旨を通知して行わなければならない。</u>	第1条～第2条（略） （降任、免職、休職及び降給の手續） 第3条（略） 2（略） （新規）
第4条～第7条（略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （給料の特例による降給） 2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）附則第7項、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項又はこれらの規定に相当する規則若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程の規定の適用を受ける職員（以下「給料の特例を受ける職員」という。）に係る第2条第1項の規定の適用については、 <u>当分の間、同項中「とする」とあるのは「並びに給料の特例による降給（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）附則第7項、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項又はこれらの規定に相当する規則若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程の規定の適用を受け、これらの規定に規定する給料月額を受けることをいう。）とする」とする。</u>	第4条～第7条（略） 附 則 （新規） この条例は、公布の日から施行する。 （新規）
3 第3条第2項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第2条第1項に規定する給料の特例による降給（以下「給料の特例による降給」という。）については、 <u>適用しない。この場合において、給料の特例による降給は、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が当該給料の特例を受ける職員にその旨を通知して行わなければならない。</u>	（新規）

3 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改正				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	(略)
	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第 号）の定めるところにより実施機関又は県の機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内		神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
	(削除)			神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。		5人以内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正	現 行
<p>(1) <u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(3) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの</u></p> <p>(4) <u>その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p>	<p><u>合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(<u>整理退職</u> _____ 等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>定数の減少、組織の改廃、予算の減少、勤務公署の移転等の場合において任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき勸奨を受け、若しくはその意に反して退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p>

改 正	現 行
<p>(1) <u>25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u></p> <p>(3) <u>定数の減少、組織の改廃、予算の減少、勤務公署の移転等の場合において任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき勸奨を受けて退職した者</u></p> <p>(4) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p>(5) <u>25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(6) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの</u></p> <p>(7) <u>25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの</u></p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の2 退職した者（<u>警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任</u></p>	<p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>（新規）</p> <p>（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の2 退職した者</p>

改 正	現 行												
<p>命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、給料月額が減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者</p> <p>_____のうち、定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第2条に規定する定年退職日をいう。）から6月前までに退職した者（定年に達した日後に退職した者を除く。）で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)</p> <p>第5条の3の2 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	<p>_____の基礎在職期間中に、給料月額が減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に_____規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第2条に規定する定年退職日をいう。）から6月前までに退職した者（定年に達した日後に退職した者を除く。）で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
(略)	(略)	(略)											
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
(略)	(略)	(略)											

改 正	現 行
<p>条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されること」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2に規定する俸給月額の減額改定」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条の4・第6条（略）</p> <p>第6条の2 第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）に60を乗じて得た額</p>	<p>第5条の4・第6条（略）</p> <p>第6条の2 第5条の2第1項 _____</p> <p>_____の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ _____</p> <p>_____に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) 60以上 特定減額前給料月額 _____</p> <p>_____に60を乗じて得た額</p>

改 正			現 行		
(2) (略)			(2) (略)		
第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第6条の2	第5条の2第1項 (略) 同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項 (略) 第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の	第6条の2	第5条の2第1項の (略) 同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の (略) 同条 _____ の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み替えて適用する場合にあっては、特 定減額前俸給月額 (同条の規定により読み替 えられた第5条の2第 1項に規定する特定減 額前俸給月額をいう。) 。以下この号及び次号 において読み替えられた 第5条の2第1項に規定 する特定減額前俸給月 額をいう。) 。次号において同じ。)	特定減額前給料月額 (第5条の3の2にお いて読み替えて適用す る場合にあつては、特 定減額前俸給月額 (同 条の規定により読み替 えられた第5条の2第 1項に規定する特定減 額前俸給月額をいう。) 。以下この号及び次号 において読み替えられた 第5条の2第1項に規定 する特定減額前俸給月 額の年齢との差に相当 する年数1年につき100 分の2を乗じて得た額 の合計額	第6条の2第1号	特定減額前給料月額 び	特定減額前 給料月額に退職の日に おいて定められている その者に係る定年と退 職の日におけるその者 の年齢との差に相当す る年数1年につき100 分の2を乗じて得た額 の合計額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第6条の4 (略) (一般の退職手当の額に係る特例)			第6条の4 (略) (一般の退職手当の額に係る特例)		
第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給			第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給		

改 正	現 行
<p>月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の5、第5条、第5条の2（<u>第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。</u>）及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第13条 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 任命権者が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の5、第5条、第5条の2 _____ 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第13条 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u> _____」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 任命権者が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u> _____ の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 任命権者が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 任命権者が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当</p>

改 正	現 行
<p>該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6～8 (略)</p>
<p>第18条～第20条 (略)</p>	<p>第18条～第20条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 神奈川県職員退職手当に関する暫定条例(昭和24年8月神奈川県条例第47号_____)は、廃止する。</p>	<p>2 神奈川県職員退職手当に関する暫定条例(昭和24年8月神奈川県条例第47号。以下暫定条例という。)は、廃止する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3 <u>昭和28年12月31日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>4 <u>昭和28年12月31日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、昭和29年1月1日以後引き続き職員となつた者の昭和28年12月31日以前における勤続期間については、人事委員会規則で定めるものを除く外、なお従前の例による。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>5 <u>昭和28年12月31日に現に吏員又はこれに相当する職員として在職する者が同日後第4条第1項及び第5条第1項に規定する事由以外</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>の事由に因り退職した場合において、その者につき暫定条例第4条及び同条例附則第2項の規定を適用して計算した退職手当の額が、第3条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>6 前項の場合における職員の勤続期間は、昭和28年12月31日以前における勤続期間については、附則第4項又は同項及び次項の規定により、昭和29年1月1日以後における勤続期間については、第7条又は同条及び第7条の5第1項若しくは附則第8項の規定による。</u></p>
(削除)	<p><u>7 昭和28年12月31日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、昭和29年1月1日以後引き続いて職員となつた者の在職期間に引き続く旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第1条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第4項の規定にかかわらず、その者の勤続期間として通算するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>8 昭和20年8月15日において外地の官署に所属する者であつた者、同日において外国政府に使用される者であつた者（職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて当該使用される者となつた者に限る。）その他の人事委員会規則で定める者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和29年1月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたもの又は同年1月1日以後において本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものの勤続期間（附則第4項に規定する勤続期間に該当するものを除く。）については、人事委員会規則で別段の定めをすることができる。</u></p>
(削除)	<p><u>9 昭和28年12月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は前項に規定する者のうち、先に職員又は職員</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>以外の地方公務員等として在職した後退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けて人事委員会規則で定める退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがある者で人事委員会規則で定める要件をみたすものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の5から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下「条例第49号」という。）第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第7条の5第2項の規定（以下次項において「旧規定」という。）に準じて人事委員会規則で定めるところにより計算した額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>10 警察法（昭和29年法律第162号。同法附則第1項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）施行の際、国家地方警察の職員又は自治体警察の職員から引き続いて職員となつた者又は同法施行後1年を経過した際、横浜市警察の職員から引き続いて職員となつた者のうち、昭和23年3月8日から同法施行の日の前日までの間において、国家地方警察の職員又は自治体警察の職員から、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて、引き続いて国家地方警察の職員又は自治体警察の職員となつた者の当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、第7条第5項ただし書及び附則第4項の規定にかかわらず、その者の職員としての在職期間に含まれるものとする。この場合において、一般の退職手当の額は、第2条の5から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、旧規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより計算した額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>11 この条例の適用を受ける職員であつて、昭和20年9月2日以後、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、かつ、本邦に帰還していないもの（自己の意志により帰還しないものと認められる者及び昭和20年9月2日以後において本邦にあつた者</u></p>

改 正	現 行
	<p>を除く。)が恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和29年1月1日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、人事委員会規則の定めるところにより第4条の規定による退職手当(その退職の日が昭和28年12月31日以前の日であるときは、附則第3項の規定により従前の例によることとされる暫定条例第4条及び同条例附則第2項の規定による退職手当)を支給する。</p>
(削除)	<p>12 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号。以下「沖縄復帰特別措置法」という。)の施行の日の前日において、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和28年法律第156号)第2条第3項に規定する琉球諸島民政府職員(以下「琉球諸島民政府職員」という。)として在職し、沖縄復帰特別措置法の施行の日において、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた者については、その者の琉球諸島民政府職員としての勤続期間が当該職員以外の地方公務員等に対して適用される退職手当に関する規程により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることとされている場合に限り、その者の琉球諸島民政府職員としての在職期間を職員以外の地方公務員等としての在職期間とみなしてこの条例の規定を適用する。</p>
(削除)	<p>13 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和28年法律第267号)の施行の日の前日において琉球諸島民政府職員として在職し、同日後に引き続いて職員又は職員以外の地方公務員等となつた者については、その者の琉球諸島民政府職員としての在職期間を職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間とみなしてこの条例の規定を適用する。</p>
(削除)	<p>14 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間において、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和57年神奈川県条例第1号)附則第3項に規定する管理職員が退職した場合におけるその者の退職手当の額</p>

改 正	現 行
<p><u>3～6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下「<u>条例第49号</u>」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から<u>第5条の3の2</u>まで及び附則第15項から第24項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第7項</u>」とする。</p> <p><u>8</u> 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（<u>条例第49号附則第4項</u>の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項及び<u>第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第19項及び第20項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>9</u> 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（<u>条例第49号附則第5項</u>の規定に該当する者を除く。）で第5条又は<u>附則第17項</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として<u>附則第7項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>の計算の基礎となる給料月額又は基本給月額については、同項の規定の適用がないものとして同条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の規定を適用した場合に当該退職の日に受けることとなる給料月額又は基本給月額とする。</u></p> <p><u>15～18</u> (略)</p> <p><u>19</u> 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（<u>条例第49号</u> _____ <u>附則第3項</u>の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から<u>第5条の3</u>まで _____ の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第19項</u>」とする。</p> <p><u>20</u> 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（<u>条例第49号附則第4項</u>の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は<u>第5条の2</u> _____ の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>21</u> 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（<u>条例第49号附則第5項</u>の規定に該当する者を除く。）で第5条 _____ の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として<u>附則第19項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p><u>22</u> <u>15年以上勤続して平成10年4月1日から平成13年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たものに限る。）</u>で年齢45年以上のものについては、<u>第5条中「25年以上勤続して」とあるのは「15年以上勤続して」と、第5条の2中「勤続期間が25年以上」とあるのは「勤続期間が15年以上」と、「10年を減じた」とあるのは「15</u></p>

改 正	現 行								
(削除)	<p><u>年を減じた」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p> <p>23 <u>15年以上勤続して平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で年齢45年以上のものについては、第5条中「25年以上勤続して」とあるのは「15年以上勤続して」と、第5条の2中「勤続期間が25年以上」とあるのは「勤続期間が15年以上」と、「10年を減じた」とあるのは「15年を減じた」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p>								
(削除)	<p>24 <u>15年以上勤続して平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で年齢45年以上のものについては、第5条中「25年以上勤続して」とあるのは「15年以上勤続して」と、第5条の2中「勤続期間が25年以上」とあるのは「勤続期間が15年以上」と、「10年を減じた」とあるのは「15年を減じた」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p>								
<p>10～12 (略) (削除)</p>	<p>25～27 (略)</p> <p>28 <u>次の表に掲げる勤務箇所に退職時に勤務していた同表の職員の欄に掲げる職員の退職手当の基礎となる給料月額は、同表に掲げる職員の職務の級に応じそれぞれ同表の金額欄に掲げる金額に、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に退職した者 5分の4</u></p> <p>(2) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に退職した者 5分の3</u></p> <p>(3) <u>平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に退職した者 5分の2</u></p> <p>(4) <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に退職した者 5分の1</u></p> <table border="1" data-bbox="858 1995 1417 2078"> <thead> <tr> <th data-bbox="858 1995 938 2078">勤務 箇所</th> <th data-bbox="938 1995 1145 2078">職員</th> <th data-bbox="1145 1995 1241 2078">職務の 級</th> <th data-bbox="1241 1995 1417 2078">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	勤務 箇所	職員	職務の 級	金額				
勤務 箇所	職員	職務の 級	金額						

改 正	現 行		
	水産 技術 セン ター	(1) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で海事職給料表(1)の適用を受けるもの	1級 7,100円
		2級 8,800円	
		3級 1万800円	
		4級 1万2,300円	
		5級 1万3,000円	
		6級 1万4,400円	
		(2) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で海事職給料表(2)の適用を受けるもの	1級 1万2,800円
		2級 1万6,000円	
		3級 1万8,600円	
		4級 1万9,200円	
		5級 2万200円	
		衛生 研究 所	(1) 病理細菌技術者で研究職給料表の適用を受けるもの
	2級 1万9,200円		
	3級 2万2,200円		
4級 2万3,800円			
5級 2万9,400円			
6級 3万600円			
(2) 病理細菌技術者で医療職給料表(2)の適用を受けるもの	1級 1万2,600円		
2級 1万7,800円			
3級 1万9,800円			
4級 2万2,000円			
5級 2万3,400円			
6級 2万5,000円			
	保健 福祉 事務 所	(1) 診療放射線技師及び診療エックス線技師	1級 6,300円
		2級 8,900円	
		3級 9,900円	
		4級 1万1,000円	
		5級 1万1,700円	

改 正		現 行		
			6級	1万2,500円
中央 児童 相談 所	(1) 児童を一時 保護する施設 に勤務する児 童指導員（課 長の職にある 者を除く。）		1級	7,900円
平塚 児童 相談 所	で福祉職給料 表の適用を受 けるもの		2級	9,500円
厚木 児童 相談 所	(2) 児童を一時 保護する施設 に勤務する保 育士で福祉職 給料表の適用 を受けるもの		3級	9,800円
			4級	1万1,300円
	(3) 児童を一時 保護する施設 に勤務する児 童指導員（課 長の職にある 者を除く。）		1級	8,200円
	で医療職給料 表(3)の適用を 受けるもの		2級	9,600円
			3級	9,900円
	(4) 児童を一時 保護する施設 に勤務する保 育士で医療職 給料表(3)の適 用を受けるも の		4級	1万200円
			5級	1万900円
総合 療育 相談 セン ター	(1) 機能訓練技 術者で行政職 給料表(1)の適 用を受けるも の		1級	2万2,200円
			2級	2万7,900円
			3級	2万9,400円
			4級	3万2,400円
			5級	3万3,900円
			6級	1万1,900円

改 正		現 行		
			7 級	1 万2,600円
		(2) 機能訓練技	1 級	1 万8,900円
		術者で医療職	2 級	2 万6,700円
		給料表(2)の適	3 級	2 万9,700円
		用を受けるも	4 級	3 万3,000円
		の	5 級	1 万1,700円
			6 級	1 万2,500円
		(3) 療育の指導	1 級	1 万5,800円
		及び訓練の業	2 級	1 万9,000円
		務に従事する	3 級	1 万9,600円
		ことを常態と	4 級	2 万2,600円
		する者（課長	5 級	2 万3,800円
		の職にある者		
		を除く。）		
		(4) 療育の指導	5 級	1 万1,900円
		及び訓練の業		
		務に従事する	6 級	1 万2,600円
		ことを常態と		
		する者（課長		
		の職にある者		
		に限る。）		
		(5) 病棟に勤務	1 級	1 万6,400円
		する看護師及	2 級	1 万9,200円
		び准看護師	3 級	1 万9,800円
		（看護係長の	4 級	2 万400円
		職にある者を	5 級	2 万1,800円
		除く。）		
		(6) 看護師及び	1 級	8,200円
		准看護師（看	2 級	9,600円
		護科長の職に	3 級	9,900円
		ある者及び(5)	4 級	1 万200円
		に掲げる者を	5 級	1 万900円
		除く。）	6 級	1 万2,000円
		(7) 医師	1 級	1 万1,200円
			2 級	1 万3,500円
			3 級	1 万4,900円
			4 級	1 万5,800円
おお	(1) 児童自立支	1 級	1 万5,800円	
いそ	援専門員及び	2 級	1 万9,000円	
学園	児童生活支援	3 級	1 万9,600円	
	員	4 級	2 万2,600円	

改 正		現 行	
さが み緑 風園		5級	2万3,800円
		6級	2万5,200円
	(1) 日常生活の 介護を伴う生 活指導の業務 に従事するこ とを常態とす る生活指導員 (部長及び課 長の職にある 者を除く。)	1級	3万1,600円
		2級	3万8,000円
		3級	3万9,200円
		4級	4万5,200円
	(2) 生活指導員 (課長の職に ある者(日常 生活の介護を 伴う生活指導 の業務に従事 する課長の職 にある者を除 く。)に限 る。)	5級	2万3,800円
		6級	2万5,200円
	(3) 生活指導員 (部長の職に ある者に限 る。)	1級	7,900円
		2級	9,500円
		3級	9,800円
	(4) 心理判定員	4級	1万1,300円
		5級	1万1,900円
		6級	1万2,600円
	(5) 生活指導員 (1)から(3)ま でに掲げる者 を除く。)	1級	2万3,700円
		2級	2万8,500円
		3級	2万9,400円
		4級	3万3,900円
		5級	3万5,700円
	(6) 日常生活の 介護の業務に 従事すること を常態とする 生活指導補助 員	1級	2万8,000円
		2級	3万2,000円
		3級	3万3,600円
		4級	3万4,400円
5級		4万2,000円	
(7) 生活指導補	1級	2万1,000円	

改 正		現 行		
		助員（(6)に掲げる者を除く。）	2級	2万4,000円
			3級	2万5,200円
			4級	2万5,800円
			5級	3万1,500円
	中井 やま ゆり 園	(1) 日常生活の介助を伴う生活指導の業務に従事することを常態とする生活指導員（部長及び課長の職にある者を除く。）	1級	3万1,600円
			2級	3万8,000円
			3級	3万9,200円
			4級	4万5,200円
		(2) 生活指導員（課長の職にある者（日常生活の介助を伴う生活指導の業務に従事する課長の職にある者を除く。）に限る。）	5級	2万3,800円
			6級	2万5,200円
		(3) 生活指導員（部長の職にある者に限る。）	6級	1万2,600円
		(4) 生活指導員（(1)から(3)までに掲げる者を除く。）	1級	2万3,700円
			2級	2万8,500円
			3級	2万9,400円
		(5) 作業指導の業務に従事する者	4級	3万3,900円
			5級	3万5,700円
		(6) 日常生活の介助の業務に従事することを常態とする生活指導補助員	1級	2万8,000円
			2級	3万2,000円
			3級	3万3,600円
			4級	3万4,400円
	(7) 生活指導補助員（(6)に掲げる者を除く。）	1級	2万1,000円	
		2級	2万4,000円	
		3級	2万5,200円	

改 正		現 行		
		く。)	4級	2万5,800円
			5級	3万1,500円
	(8) 看護師及び 准看護師		1級	8,200円
			2級	9,600円
			3級	9,900円
			4級	1万200円
			5級	1万900円
			6級	1万2,000円
精神 保健 福祉 セン ター	(1) 医師		1級	1万1,200円
			2級	1万3,500円
			3級	1万4,900円
			4級	1万5,800円
食肉 衛生 検査 所	(1) と畜検査に 常時従事する と畜検査員 (所長及び課 長の職にある 者を除く。)		1級	1万4,800円
			2級	1万8,600円
			3級	1万9,600円
			4級	2万1,600円
			5級	2万2,600円
	(2) と畜検査員 (所長の職に ある者及び(1) に掲げる者を 除く。)		6級	1万1,900円
			7級	1万2,600円
動物 愛護 セン ター	(1) 野犬等の捕 獲の業務に従 事することを 本務とする狂 犬病予防員		1級	1万4,800円
			2級	1万8,600円
			3級	1万9,600円
			4級	2万1,600円
			5級	2万2,600円
	(2) 捕獲した野 犬等の飼養管 理の業務に従 事することを 本務とする狂 犬病予防員		1級	7,400円
			2級	9,300円
			3級	9,800円
			4級	1万800円
			5級	1万1,300円
子ど も自 立生	(1) 日常生活の 介助を伴う生 活指導の業務		1級	3万1,600円

改正	現 行			
	活支 援セ ンタ ー	に従事するこ とを常態とす る児童指導員 又は生活指導 員（部長及び 課長の職にあ る者を除 く。）	2級	3万8,000円
		(2) 保育士（乳 児院に勤務す る者を除 く。）	3級	3万9,200円
		(2) 保育士（乳 児院に勤務す る者を除 く。）	4級	4万5,200円
		(3) 児童指導員 又は生活指導 員（課長の職 にある者（日 常生活の介助 を伴う生活指 導の業務に従 事する課長の 職にある者及 び乳児院に勤 務する者を除 く。）に限 る。）	5級	2万3,800円
		(3) 児童指導員 又は生活指導 員（課長の職 にある者（日 常生活の介助 を伴う生活指 導の業務に従 事する課長の 職にある者及 び乳児院に勤 務する者を除 く。）に限 る。）	6級	2万5,200円
		(4) 児童指導員 又は生活指導 員（部長の職 にある者に限 る。）	6級	1万2,600円
		(5) 児童指導員 又は生活指導 員（(1)、(3)、	1級	2万3,700円
		(4)及び(7)に掲 げる者並びに	2級	2万8,500円
		乳児院に勤務 する者（課長 の職にある者 に限る。）を	3級	2万9,400円
		除く。）	4級	3万3,900円
	(6) 作業指導の 業務に従事す る者	5級	3万5,700円	

改 正		現 行		
		(7) 児童指導員 又は保育士 (乳児院に勤務する者(課長の職にある者を除く。)に限る。)	1級	1万5,800円
			2級	1万9,000円
			3級	1万9,600円
			4級	2万2,600円
		(8) 医師	1級	2万2,400円
			2級	2万7,000円
			3級	2万9,800円
			4級	3万1,600円
		(9) 看護師及び 准看護師(乳児院に勤務する者を除く。)	1級	8,200円
			2級	9,600円
			3級	9,900円
			4級	1万200円
		5級	1万900円	
		6級	1万2,000円	
	県立 及び 市立 の特 別支 援学 校	(1) 教育に直接 従事すること を本務とする 者	1級	9,300円
			2級	1万1,900円
			3級	1万2,200円
			4級	1万2,400円
			5級	1万3,200円
	海洋 科学 高等 学校	(1) 練習船(総 トン数200ト ン以上の船舶 に限る。)に 乗り組み、実 習生の教育に 従事すること を本務とする 船長、機関 長、通信長、 航海士、機関 士、船舶通信 士、各長及び 各次長で海事 職給料表(1)の 適用を受ける もの	1級	1万4,200円
			2級	1万7,600円
			3級	2万1,600円
			4級	2万4,600円
			5級	2万6,000円
		6級	2万8,800円	

改正	現 行		
	(2) <u>練習船（総トン数200トン以上の船舶に限る。）に乗り組み、実習生の教育に従事することを本務とする船長、機関長、通信長、航海士、機関士、船舶通信士、各長及び各次長で海事職給料表(2)の適用を受けるもの</u>	1 級	1 万2, 800円
		2 級	1 万6, 000円
		3 級	1 万8, 600円
		4 級	1 万9, 200円
		5 級	2 万200円
	(3) <u>遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で海事職給料表(2)の適用を受けるもの</u>	1 級	1 万2, 800円
		2 級	1 万6, 000円
		3 級	1 万8, 600円
		4 級	1 万9, 200円
		5 級	2 万200円
	(4) <u>長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む者のうち海事職給料表(1)の適用を受ける者</u>	1 級	7, 100円
		2 級	8, 800円
		3 級	1 万800円
		4 級	1 万2, 300円
		5 級	1 万3, 000円
		6 級	1 万4, 400円
	(5) <u>長期の航海を常態とし、</u>	1 級	6, 400円

改正	現行																																										
		かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む者のうち海事職給料表(2)の適用を受ける者	<table border="1"> <tr><td>2級</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>9,300円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>9,600円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>1万100円</td></tr> </table>	2級	8,000円	3級	9,300円	4級	9,600円	5級	1万100円																																
2級	8,000円																																										
3級	9,300円																																										
4級	9,600円																																										
5級	1万100円																																										
13 (略)	警察本部	<table border="1"> <tr><td>(1) 航空機の操縦業務に従事する者</td><td>1級</td><td>3万6,400円</td></tr> <tr><td></td><td>2級</td><td>3万7,200円</td></tr> <tr><td></td><td>3級</td><td>4万2,000円</td></tr> <tr><td></td><td>4級</td><td>4万3,200円</td></tr> <tr><td></td><td>5級</td><td>4万6,800円</td></tr> <tr><td></td><td>6級</td><td>4万8,800円</td></tr> <tr><td>(2) 銃器等使用犯罪現場において犯人の逮捕及び人質の救出の業務に直接従事することを本務とする者</td><td>1級</td><td>1万8,200円</td></tr> <tr><td></td><td>2級</td><td>1万8,600円</td></tr> <tr><td></td><td>3級</td><td>2万1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>4級</td><td>2万1,600円</td></tr> <tr><td></td><td>5級</td><td>2万3,400円</td></tr> <tr><td></td><td>6級</td><td>2万4,400円</td></tr> </table>	(1) 航空機の操縦業務に従事する者	1級	3万6,400円		2級	3万7,200円		3級	4万2,000円		4級	4万3,200円		5級	4万6,800円		6級	4万8,800円	(2) 銃器等使用犯罪現場において犯人の逮捕及び人質の救出の業務に直接従事することを本務とする者	1級	1万8,200円		2級	1万8,600円		3級	2万1,000円		4級	2万1,600円		5級	2万3,400円		6級	2万4,400円	<table border="1"> <tr><td>29 (略)</td></tr> <tr><td>(新規)</td></tr> <tr><td>(新規)</td></tr> <tr><td>(新規)</td></tr> </table>	29 (略)	(新規)	(新規)	(新規)
(1) 航空機の操縦業務に従事する者	1級	3万6,400円																																									
	2級	3万7,200円																																									
	3級	4万2,000円																																									
	4級	4万3,200円																																									
	5級	4万6,800円																																									
	6級	4万8,800円																																									
(2) 銃器等使用犯罪現場において犯人の逮捕及び人質の救出の業務に直接従事することを本務とする者	1級	1万8,200円																																									
	2級	1万8,600円																																									
	3級	2万1,000円																																									
	4級	2万1,600円																																									
	5級	2万3,400円																																									
	6級	2万4,400円																																									
29 (略)																																											
(新規)																																											
(新規)																																											
(新規)																																											
14 <u>特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。)</u> によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。																																											
15 <u>当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者を除く。)</u> に対する退職手当の基本額については、適用しない。																																											
16 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以</u>																																											

改 正	現 行
<p><u>上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。</u></p>	
<p>17 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。</u></p>	(新規)
<p>18 <u>前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p>(1) <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員</u></p> <p>(2) <u>給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員</u></p>	(新規)
<p>19 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第7項又は学校職員の給与等に関する条例附則第8項の規定による職員の給料月額改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p>	(新規)
<p>20 <u>当分の間、退職した者（給料月額7割措置により給料月額が減額されたことがある者に限り、特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間（給料月額7割措置により減額された日（以下「7割措置減額日」という。）の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以</u></p>	(新規)

改 正	現 行
<p><u>下この項において「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで（附則第16項及び第17項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合</u></p> <p><u>イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合</u></p> <p><u>(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</u></p> <p><u>イ 前号アに掲げる割合</u></p> <p>21 当分の間、第5条第1項第3号、第6号及</p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行						
<p><u>び第7号に掲げる者に対する第5条の3（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この項から附則第24項までにおいて同じ。）及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに当該右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日」と、「（定年）」とあるのは「（当該年齢）」と、「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文並びに同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1059 539 1144">附則第18項各号に掲げる職員以外の者</td> <td data-bbox="542 1059 788 1144">60歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1149 539 1234">附則第18項第1号に掲げる職員</td> <td data-bbox="542 1149 788 1234">65歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1238 539 1317">附則第18項第2号に掲げる職員</td> <td data-bbox="542 1238 788 1317">人事委員会規則で定める年齢</td> </tr> </table>	附則第18項各号に掲げる職員以外の者	60歳	附則第18項第1号に掲げる職員	65歳	附則第18項第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢	
附則第18項各号に掲げる職員以外の者	60歳						
附則第18項第1号に掲げる職員	65歳						
附則第18項第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢						
<p><u>22 当分の間、第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（前項の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「6月」とあるのは「0月」とする。</u></p>	(新規)						
<p><u>23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100</u></p>	(新規)						

改 正	現 行			
<p>分の2」とあるのは「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とするほか、附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した場合における第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」と、「前条第1項」とあるのは「前条第1項並びに附則第20項」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、第5条の3の表中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="223 1440 750 1998"> <tr> <td data-bbox="223 1440 347 1518">第5条の2第1項第2号イ</td> <td data-bbox="347 1440 443 1518">前号に掲げる額</td> <td data-bbox="443 1440 750 1998">その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</td> </tr> </table> <p>とあるのは</p>	第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	<p>(新規)</p>
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額		

改 正		現 行
「		
第5条の 2第1項 第2号イ	前号に 掲げる 額	その者が特定減額前給 料月額に係る減額日の うち最も遅い日の前日 に現に退職した理由と 同一の理由により退職 したものとし、かつ、 その者の同日までの勤 続期間及び特定減額前 給料月額を基礎とし て、前3条の規定によ り計算した場合の退職 手当の基本額に相当す る額
附則第20 項第1号	及び特 別特定 減額前 給料月 額	並びに特別特定減額前 給料月額及び特別特定 減額前給料月額に退職 の日において定められ ているその者に係る定 年と退職の日における その者の年齢との差に 相当する年数1年につ き100分の2を退職の日 において定められてい るその者に係る定年と 退職の日におけるその 者の年齢との差に相当 する年数で除して得た 割合を乗じて得た額の 合計額
附則第20 項第2号	7割措 置前給 料月額 に、	7割措置前給料月額及 び7割措置前給料月額 に退職の日において定 められているその者に 係る定年と退職の日に おけるその者の年齢と の差に相当する年数1 年につき100分の2を退 職の日において定めら れているその者に係る 定年と退職の日におけ るその者の年齢との差 に相当する年数で除し て得た割合を乗じて得

改 正		現 行
		た額の合計額に、
附則第20項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第20項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
↑		
<p>とするほか、附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
25	附則第20項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。	(新規)
(1)	附則第20項第2号イに掲げる割合が60以上の場合 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額	(新規)

改 正	現 行													
<p>(2) <u>附則第20項第2号アに掲げる割合が60以上の場合（前号に該当する場合を除く。）</u> <u>特別特定減額前給料月額に附則第20項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</u></p>	(新規)													
<p>(3) <u>附則第20項第2号アに掲げる割合が60未満の場合</u> <u>特別特定減額前給料月額に同号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</u></p>	(新規)													
<p>26 <u>附則第24項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用する第5条の3に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">附則第25項</td> <td style="text-align: center;">の</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附則第20項の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同項</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附則第20項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">附則第25項第1号</td> <td style="text-align: center;">第2号イ</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別特定減額前給料月額</td> <td>特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じ</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句	附則第25項	の	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項の	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項	附則第25項第1号	第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じ	(新規)
読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句												
附則第25項	の	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項の												
	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項												
附則第25項第1号	第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ												
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じ												

改 正			現 行
		て得た額の合計額	
附則第25項第2号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	
附則第20項第2号イ		前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ	
	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	
	当該割合	当該前項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合	
附則第25項第3号	特別特定減額前給料月額に同号イ	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日	

改 正		現 行
	において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に前項の規定により読み替えて適用する同号イ	
7割措置前給料月額	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	
から同号イ	から同項の規定により読み替えて適用する同号イ	
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号）新旧対照表
 〈附則第4項関係〉

改 正	現 行
附 則	附 則

改 正	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等(適用日に第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の5第1項に規定する公庫等職員(法律の規定により、国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて指定法人職員となつた者で、指定法人職員として在職した後引き続いて職員となつた者又は職員以外の地方公務員等となつた者を含む。次項及び附則第5項において同じ。))のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第15項から第17項までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3の2まで及び附則第15項から第24項まで</u>の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項並びに同条例第5条の2(同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。))並びに附則第19項及び第20項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>6 条例第16号附則第3項の規定の適用を受け</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等(適用日に第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の5第1項に規定する公庫等職員(法律の規定により、国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて指定法人職員となつた者で、指定法人職員として在職した後引き続いて職員となつた者又は職員以外の地方公務員等となつた者を含む。次項及び附則第5項において同じ。))のうち、適用日以後に新条例 _____ 第3条から第5条まで _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3まで</u>の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等のうち、適用日以後に新条例 _____ 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例 _____ 第5条の2 _____ の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等のうち、適用日以後に新条例 _____ 第5条 _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 条例第16号附則第3項の規定の適用を受け</p>

改 正	現 行
<p>る職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する一般の退職手当の額は、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は附則第12項の規定にかかわらず、その者につき条例第16号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と職員の退職手当に関する条例及び附則第3項から前項まで又は附則第12項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</u></p>	<p>る職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する一般の退職手当の額は、<u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は附則第12項の規定にかかわらず、その者につき条例第16号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と<u>新条例</u> 及び附則第3項から前項まで又は附則第12項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p>
7・8 (略)	7・8 (略)
<p>9 附則第7項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第16号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</u></p>	<p>9 附則第7項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第16号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p>
<p>(1) <u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額</u></p>	<p>(1) <u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額</p>
(2) (略)	(2) (略)
10・11 (略)	10・11 (略)
<p>12 前項に規定する者がこの条例の施行の日以後に退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>12 前項に規定する者がこの条例の施行の日以後に退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p>

改 正	現 行
<p>(1) その者が<u>職員</u>の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>13・14 (略)</p>	<p>(1) その者が<u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>13・14 (略)</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年神奈川県条例第47号）新旧対照表
（附則第5項関係）

改 正	現 行
<p>附 則 1～7 (略) (退職手当の基本額の算定方法の特例)</p> <p>8 施行日の翌日以後に退職した職員に対する<u>職員</u>の退職手当に関する条例第3条、第4条第3項、第5条第3項、第7条第6項及び附則第8項の規定並びに条例第49号附則第4項の規定の適用については、当分の間、<u>職員</u>の退職手当に関する条例第3条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上」とあるのは「15年を超え」とし、同項第4号中「21年以上」とあるのは「20年を超え」とし、同項第5号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第6号中「31年以上の」とあるのは「30年を超える」とし、同条第2項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上19年以下」とあるのは「15年を超え20年未満」とし、<u>同条例第4条第3項第2号</u>中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上24年以下」とあるのは「15年を超え25年未満」とし、<u>同条例第5条第3項第2号</u>中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第4号中「35年以上の」とあるのは「34年を超える」とし、<u>同条例附則第8項</u>及び条例第49号附則第4項中「36年以上42年以下」とあるのは「35年を超え42年11月未満」とする。</p>	<p>附 則 1～7 (略) (退職手当の基本額の算定方法の特例)</p> <p>8 施行日の翌日以後に退職した職員に対する<u>新条例</u>第3条、第4条第1項、第5条第1項、第7条第6項及び附則第20項の規定並びに条例第49号附則第4項の規定の適用については、当分の間、<u>新条例</u>第3条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上」とあるのは「15年を超え」とし、同項第4号中「21年以上」とあるのは「20年を超え」とし、同項第5号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第6号中「31年以上の」とあるのは「30年を超える」とし、同条第2項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上19年以下」とあるのは「15年を超え20年未満」とし、<u>新条例第4条第1項第2号</u>中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上24年以下」とあるのは「15年を超え25年未満」とし、<u>新条例第5条第1項第2号</u>中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第4号中「35年以上の」とあるのは「34年を超える」とし、<u>新条例附則第20項</u>及び条例第49号附則第4項中「36年以上42年以下」とあるのは「35年を超え42年11月未満」とする。</p>

改 正	現 行
9 (略)	9 (略)

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年神奈川県条例第74号）新旧対照表
 〈附則第6項関係〉

改 正	現 行
<p>附 則 1～9 (略) (削除) (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>附 則 1～9 (略) <u>(その他の経過措置)</u></p> <p><u>10 平成16年1月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第6条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。</u></p> <p><u>11 平成16年1月1日から同年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の条例第49号（以下「改正後の条例第49号」という。）附則第3項（附則第13項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第8項の規定による読替え後の改正後の条例第49号附則第4項（以下「読替え後の条例第49号附則第4項」という。）又は改正後の条例第49号附則第5項において例による場合を含む。）及び読替え後の条例第49号附則第4項の規定の適用については、改正後の条例第49号附則第3項中「第5条の2まで及び」とあるのは「第5条の2まで及び第6条並びに」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、読替え後の条例第49号附則第4項中「36年6月以下」とあるのは「37年7月以下」と、改正後の条例第49号附則第5項中「及び第5条の2」とあるのは「、第5条の2及び第6条」とする。</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>(その他の経過措置)</u></p> <p><u>10 平成17年1月1日から当分の間、42年11月以上勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p><u>11・12 (略)</u></p>	<p><u>12 平成17年1月1日から当分の間、42年11月以上勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第19項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p><u>13・14 (略)</u></p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年神奈川県条例第9号）新旧対照表
 〈附則第7項関係〉

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（略） （経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第19項から第21項まで、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年神奈川県条例第16号。以下この条及び次条において「条例第16号」という。）附則第3項、附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下この条及び次条において「条例第49号」という。）附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに附則第15条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年神奈川県条例第74号。以下この条及び次条において「条例第74号」という。）<u>附則第10項</u>の規定により計算した額（当該勤続期間が42年8月以上44年6月未満の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第19項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年8月未満の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（略） （経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第19項から第21項まで、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年神奈川県条例第16号。以下この条及び次条において「条例第16号」という。）附則第3項、附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下この条及び次条において「条例第49号」という。）附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに附則第15条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年神奈川県条例第74号。以下この条及び次条において「条例第74号」という。）<u>附則第12項</u>の規定により計算した額（当該勤続期間が42年8月以上44年6月未満の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第19項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年8月未満の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び</p>

改 正	現 行
<p>36年7月以上42年8月未満の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) においては、104分の83.7) を乗じて得た額が、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第7項から第26項まで、附則第4条、附則第5条、附則第8条の規定による改正後の条例第16号附則第3項、条例第49号附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに条例第74号附則第10項の規定により計算した退職手当の額</u> (以下「<u>新条例等退職手当額</u>」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 (略) (削除)</p>	<p>36年7月以上42年8月未満の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) においては、104分の83.7) を乗じて得た額が、<u>新条例第2条の5から第5条の3まで</u> 及び第6条から第6条の5まで並びに<u>附則第19項から第21項まで、附則第4条、附則第5条、附則第8条の規定による改正後の条例第16号附則第3項、条例第49号附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに条例第74号附則第12項の規定により計算した退職手当の額</u> (以下「<u>新条例等退職手当額</u>」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第19項から第21項まで、附則第8条の規定による改正前の条例第16号附則第3項、附則第9条の規定による改正前の条例第49号附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに附則第15条の規定による改正前の条例第74号附則第12項の規定により計算した退職手当の額</u> (以下「<u>旧条例等退職手当額</u>」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、<u>新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額</u>をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。</p> <p>(1) <u>退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額</u> (その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)</p> <p>ア <u>新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額</u></p> <p>イ <u>新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</u></p> <p>(2) <u>施行日以後平成19年3月31日までの間に</u></p>

改 正	現 行
	<p><u>退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）</u></p> <p><u>ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額</u></p> <p><u>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</u></p> <p><u>(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）</u></p> <p><u>ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額</u></p> <p><u>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</u></p> <p><u>2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。</u></p> <p><u>3 職員（退職の日において第6条の4第1項第1号から第4号までに掲げる職員の区分に該当する者に限る。）が施行日以後平成22年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額（前2項の規定の適用がある場合においては、これらの規定により計算されたその者に支給すべき退職手当の額をいう。以下この項において同じ。）が旧条例等退職手当額よりも多いときは、その差額に相当する額に次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を新条例等退職手当額から減じた額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。</u></p> <p><u>(1) 施行日から平成19年3月31日までの間に退職した者 5分の4</u></p> <p><u>(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に退職した者 5分の3</u></p> <p><u>(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日</u></p>

改 正	現 行
第3条～第14条 (略)	<p>までの間に退職した者 <u>5分の2</u></p> <p>(4) <u>平成21年4月1日から平成22年3月31日</u></p> <p>までの間に退職した者 <u>5分の1</u></p> <p>第4条～第15条 (略)</p>

5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p><u>9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第6条～第10条の2（略） （時間外勤務手当）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割</p>	<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p><u>9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>（短時間勤務職員の給料月額）</p> <p><u>第5条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第1項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第6条～第10条の2（略） （時間外勤務手当）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 <u>短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割</p>

改 正	現 行
<p>り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した人事委員会規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>	<p>り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した人事委員会規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>
<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条及び第18条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項</p>	<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条及び第18条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>
<p>及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>5・6 （略）</p>	<p>5・6 （略）</p>
<p>第12条～第14条の3 （略） （期末手当）</p>	<p>第12条～第14条の3 （略） （期末手当）</p>
<p>第15条 （略）</p>	<p>第15条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とす</p>	<p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とす</p>

改 正	現 行
<p>る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第17条の2 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第17条の3 第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第17条の2 (略)</p> <p>(再任用職員 _____ についての適用除外)</p> <p>第17条の3 第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条の規定は、<u>再任用職員 _____</u>には適用しない。</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(給料の切替及びその切替に伴う措置)</p> <p>3 <u>昭和32年4月1日(以下「切替日」という。)</u>において切り替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、従前の例により同年3月31日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」と</p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>いう。)に対応する附則別表第1から附則別表第7までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表（その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた別表第1から別表第10までに掲げる給料表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>4 旧給料月額が切替表に期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第6項及び附則第7項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額）をその者の切替給料月額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>5 前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を受ける期間（附則第6項及び附則第7項の規定により通算される期間を含む。）が昭和32年7月1日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達した者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年10月1日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第3項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>6 第5条第4項及び第6項の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間（その期間が旧給料月額と従前の例によるその直近上位の給料月額との差額が700円未満である場合において6月、差額が700円以上1,500円未満である場合において9月、差額が1,500円以上である場合において12月をこえるときは、それぞれ6月、9月、12月）に3月（旧給料月額を受けていた期間が3月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、6月）を加えた期間を切替給料月額を受ける期</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>間に通算する。</u></p> <p>7 <u>職員のうち、給料月額が他との権衡を著しく失するため必要があると認められる者については、任命権者の申出に基き知事が人事委員会の意見を聞いて定めるところにより、前項に定めるもののほか、一定の月数を切替給料月額を受ける期間に通算することができる。</u></p>
(削除)	<p>8 <u>前2項の場合において切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第3項の規定に基き、切替給料月額を決定された者については、前2項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。</u></p>
(削除)	<p>9 <u>前3項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日以後における最初の昇給について、第5条第4項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。</u></p>
(削除)	<p>10 <u>附則第7項の規定の適用を受ける職員については、その者の切替給料月額を受ける期間に通算される期間が、その者の切替給料月額及びその上位の号給についてそれぞれ給料表に掲げる昇給期間の合計期間以上である場合においては、附則第6項の規定にかかわらず、切替日においてその者の号給を切替給料月額の2号給以上上位の号給とすることができる。この場合において、その者の切替日後の最初の昇給については、前項の規定を準用する。</u></p>
(削除)	<p>11 <u>旧給料月額が5万700円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第6項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。</u></p>
(削除)	<p>12 <u>昭和26年1月1日から切替日の前日までの間において従前の例による職務の級における最高の号俸又はこれをこえる給料月額を受けた期間を有する職員の他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事委員会の定めるところにより、6月をこえない範囲内でその者の切替日（附則第5項</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>の規定により給料月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における最初の昇給について、第5条第4項又は第6項に規定する昇給期間を短縮することができる。</u></p> <p>13 <u>附則第3項又は附則第5項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に達しない職員の当該号給に達するまでの昇給については、人事委員会規則の定めるところによる。</u></p>
(削除)	<p>14 <u>切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和32年10月30日までにおいて新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月31日までに決定することができる。この場合において、同年同月1日以降職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事委員会の定めるところにより、職員が同年9月30日において受けていた給料月額に相当する額(同年10月1日以降において新たに給料表の適用を受けることとなる職員については、人事委員会の定める額)をこの条例の規定による給料月額とみなしてこの条例を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、この条例による給与の内払として支給する。</u></p>
(削除)	<p>15 <u>附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
(削除)	<p><u>(給料の調整額に関する経過規定)</u></p>
(削除)	<p>16 <u>従前の例により給料の調整を受ける職を占める職員で引き続き同一の職を占め第6条の規定の適用を受けるものの給料の調整額については、切替日における同条の規定による給料の調整額が切替日の前日における従前の例による給料の調整額に達しないこととなる場合には、切替日以降引き続き同一の職を占める間に限り、同条による給料の調整額が切替日の前日における従前の例による給料の調整額に達するまで、その差額を同条の規定による給料の調整額に加算した額とする。</u></p>
(削除)	<p>17 <u>職員について切替日以降昭和32年9月30日までに従前の例により既に支給された給料の</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>調整額が第6条の規定による給料の調整額をこえている場合は、既に支給された給料の調整額は、同条の規定に基いて支給されたものとみなす。</u> <u>(差額の支給)</u></p> <p>18 <u>昭和32年9月30日における従前の例による職員の給料及び勤務地手当の月額合計額(以下本項において「旧給与月額」という。)が同日におけるこの条例の規定によるその者の給料及び暫定手当の月額合計額(以下本項において「新給与月額」という。)をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額(給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める理由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額)に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。この場合において、その差額の支給方法については、第7条第1項から第4項までの規定を準用する。</u> <u>(給与の内払)</u></p>
(削除)	<p>19 <u>この条例の施行前に従前の例によつて既に職員に支払われた切替日以降昭和32年9月30日までの期間に係る給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>(勤務時間条例に係る読替)</u></p>
(削除)	<p>20 <u>昭和32年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間においては、第2条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号。以下「勤務時間条例」という。)第3条に規定する勤務時間」とあるのは「従前の例による正規の勤務時間」と、第7条第4項中「勤務時間条例第4条に規定する勤務を要しない日」とあるのは「従前の例による勤務を要しない日」と、第12条第1項中「勤務時間条例第7条に規定する休日」とあるのは、「従前の例による休日」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p>
<p><u>3 (略)</u> (削除) <u>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</u></p>	<p>21 (略) <u>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</u> (新規)</p>
<p><u>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動(公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表</u></p>	<p>22 <u>第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動(公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表</u></p>

改 正	現 行
<p>の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第3条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動(以下「給料表異動等」という。)をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給(以下「新号給」という。)が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給(この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給(学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。)を含む。以下「旧号給」という。)に達しないこととなるとき(人事委員会規則で定める場合を除く。)のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給(旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)の給料月額を超えるときは、最高号給)の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する_____第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号。以下</p>	<p>の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第3条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動(以下「給料表異動等」という。)をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給(以下「新号給」という。)が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給(この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給(学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。)を含む。以下「旧号給」という。)に達しないこととなるとき(人事委員会規則で定める場合を除く。)のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給(旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)の給料月額を超えるときは、最高号給)の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項、第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号。以下</p>

改 正	現 行
(削除)	<p>係る昭和54年3月に支給される期末手当の額については、<u>第15条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、昭和53年12月1日現在において当該職員が受けるべき給料の月額等の合計額（同条の規定により支給される期末手当（この条例に相当する条例その他の規程の規定により支給される期末手当を含む。）の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の10を乗じて得た額に、同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合（人事委員会の定める者にあつては、人事委員会の定める割合）を乗じて得た額（当該額が期末手当額を超える場合にあつては、期末手当額）を差し引いた額とする。</u></p> <p><u>(期末手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>29 平成11年3月、同年6月、同年12月及び平成12年3月に支給する期末手当の額は、第15条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の8（給料月額の100分の25の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の30、給料月額の100分の23の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の25、給料月額の100分の20の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の20、給料月額の100分の20に満たない割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の15）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(勤勉手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>30 平成11年6月及び同年12月に支給する勤勉手当の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の8（給料月額の100分の25の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の30、給料月額の100分の23の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の25、給料月額の100分の20の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>員にあつては100分の20、給料月額100分の20に満たない割合による管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては100分の15)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p> <p>31 <u>平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、調整手当(他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。)、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び農林漁業改良普及手当</u></p> <p><u>(2) 職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)第2条第1項に規定する退職手当(以下「退職手当」という。)</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>32 <u>平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の2(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、調整手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>33 <u>平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p> <p>34 <u>平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、調整手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び農林漁業改良普及手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>35 <u>平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、特勤手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>36 <u>平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>37 <u>平成17年4月1日から平成18年3月31日ま</u></p>

改 正	現 行
	<p><u>での間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、調整手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>38 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>39 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、地域手当（他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。）、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p>40 <u>平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p>
(削除)	(給料月額に関する特例)
(削除)	<p>41 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等以外の職員（再任用職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地域手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び農林漁業普及指導手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p>
(削除)	<p>42 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地域手当、特殊勤務手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当（平成21年6月に支給するものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p>
(削除)	(給料の調整額に関する特例)

改 正	現 行
(削除)	<p>43 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等以外の職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p>
(削除)	<p>44 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(期末手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>45 <u>平成21年6月に支給する期末手当に関する第15条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」」とする。</u></p> <p><u>(勤勉手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>46 <u>平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第16条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。</u></p> <p><u>(期末特別手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>47 <u>平成21年6月に支給する期末特別手当に関</u></p>

改 正	現 行																																									
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>する第16条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。</p> <p>(給料月額に関する特例)</p> <p>48 平成31年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額と同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <p>(1) 給料の調整額</p> <p>(2) 退職手当</p> <table border="1" data-bbox="821 1014 1412 1727"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政職給料表(1)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>7級以上</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安職給料表</td> <td>5級及び6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>7級及び8級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td>海事職給料表(1)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学教育職給料表</td> <td>3級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究職給料表</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職給料表(2)</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職給料表(3)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉職給料表</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	割合	行政職給料表(1)	6級	100分の0.35	7級以上	100分の0.55	公安職給料表	5級及び6級	100分の0.35	7級及び8級	100分の0.55	海事職給料表(1)	6級	100分の0.35	大学教育職給料表	3級	100分の0.35	4級	100分の0.55	研究職給料表	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55	医療職給料表(2)	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55	医療職給料表(3)	6級	100分の0.35	7級	100分の0.55	福祉職給料表	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55
給料表	職務の級	割合																																								
行政職給料表(1)	6級	100分の0.35																																								
	7級以上	100分の0.55																																								
公安職給料表	5級及び6級	100分の0.35																																								
	7級及び8級	100分の0.55																																								
海事職給料表(1)	6級	100分の0.35																																								
大学教育職給料表	3級	100分の0.35																																								
	4級	100分の0.55																																								
研究職給料表	5級	100分の0.35																																								
	6級	100分の0.55																																								
医療職給料表(2)	5級	100分の0.35																																								
	6級	100分の0.55																																								
医療職給料表(3)	6級	100分の0.35																																								
	7級	100分の0.55																																								
福祉職給料表	5級	100分の0.35																																								
	6級	100分の0.55																																								
<p>(削除)</p>	<p>49 前項に定めるもののほか、同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>																																									
<p>(削除)</p>	<p>50 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（再任用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料月額は、第3条から第5条の2まで並びに附則第22項及び第48項の規定</p>																																									

改 正	現 行																		
(削除)	<p>にかかわらず、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定により定められる額からその100分の4（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、100分の6）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定により定められる額とする。</p> <p>(1) 地域手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び農林漁業普及指導手当</p> <p>(2) 退職手当</p> <table border="1" data-bbox="831 842 1414 1245"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表(1)</td> <td>7級以上</td> </tr> <tr> <td>公安職給料表</td> <td>7級及び8級</td> </tr> <tr> <td>大学教育職給料表</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>福祉職給料表</td> <td>6級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(給料の調整額に関する特例)</p> <p>51 平成25年4月1日から同年6月30日まで及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（再任用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4（前項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、100分の6）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、第6条第3項の規定により定められる額とする。</p> <p>(管理職手当に関する特例)</p>	給料表	職務の級	行政職給料表(1)	7級以上	公安職給料表	7級及び8級	大学教育職給料表	4級	研究職給料表	6級	医療職給料表(1)	4級	医療職給料表(2)	6級	医療職給料表(3)	7級	福祉職給料表	6級
給料表	職務の級																		
行政職給料表(1)	7級以上																		
公安職給料表	7級及び8級																		
大学教育職給料表	4級																		
研究職給料表	6級																		
医療職給料表(1)	4級																		
医療職給料表(2)	6級																		
医療職給料表(3)	7級																		
福祉職給料表	6級																		

改 正	現 行																																		
(削除)	<p>52 <u>平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額</u>は、<u>第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>																																		
(削除)	<p>53 <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額</u>は、<u>第3条から第5条の2まで並びに附則第22項、第48項及び第50項の規定にかかわらず、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定により定められる額から、その額と同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合（再任用職員にあつては、100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>給料の調整額、地域手当（期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となるものに限る。）</u>、<u>特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び農林漁業普及指導手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <table border="1" data-bbox="821 1440 1414 2051"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">行政職給料表</td> <td>1級及び2級</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>4級から6級まで</td> <td>100分の7.77</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>7級以上</td> <td>100分の9.77</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>全ての級</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2)</td> <td>1級及び2級</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>4級から6級まで</td> <td>100分の7.77</td> </tr> <tr> <td>7級及び8級</td> <td>100分の9.77</td> </tr> <tr> <td>海事職給料表</td> <td>3級以下</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>4級以上</td> <td>100分の7.77</td> </tr> <tr> <td>海事職給料表</td> <td>全ての級</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	割合	行政職給料表	1級及び2級	100分の4	3級	100分の6	4級から6級まで	100分の7.77	(1)	7級以上	100分の9.77	行政職給料表	全ての級	100分の4	(2)	1級及び2級	100分の4	3級	100分の6	4級から6級まで	100分の7.77	7級及び8級	100分の9.77	海事職給料表	3級以下	100分の4	(1)	4級以上	100分の7.77	海事職給料表	全ての級	100分の4
給料表	職務の級	割合																																	
行政職給料表	1級及び2級	100分の4																																	
	3級	100分の6																																	
	4級から6級まで	100分の7.77																																	
(1)	7級以上	100分の9.77																																	
行政職給料表	全ての級	100分の4																																	
(2)	1級及び2級	100分の4																																	
	3級	100分の6																																	
	4級から6級まで	100分の7.77																																	
	7級及び8級	100分の9.77																																	
海事職給料表	3級以下	100分の4																																	
(1)	4級以上	100分の7.77																																	
海事職給料表	全ての級	100分の4																																	

改 正	現 行		
	(2)		
		1 級及び 2 級	100 分の 4
	大学教育職給料表	3 級	100 分の 7.77
		4 級	100 分の 9.77
		1 級及び 2 級	100 分の 4
	研究職給料表	3 級から 5 級まで	100 分の 7.77
		6 級	100 分の 9.77
		1 級	100 分の 4
	医療職給料表	2 級及び 3 級	100 分の 7.77
	(1)		
		4 級	100 分の 9.77
		1 級及び 2 級	100 分の 4
	医療職給料表	3 級	100 分の 6
	(2)	4 級及び 5 級	100 分の 7.77
		6 級	100 分の 9.77
		3 級以下	100 分の 4
	医療職給料表	4 級	100 分の 6
	(3)	5 級及び 6 級	100 分の 7.77
		7 級	100 分の 9.77
		1 級及び 2 級	100 分の 4
	福祉職給料表	3 級	100 分の 6
		4 級及び 5 級	100 分の 7.77
		6 級	100 分の 9.77
	(期末手当に関する特例)		
(削除)	54 平成25年12月に支給する期末手当の額は、 第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、 これらの規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。		
	(勤勉手当に関する特例)		
(削除)	55 平成25年12月に支給する勤勉手当の額は、 第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。		
	(期末手当に関する特例)		
(削除)	56 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これ		

改 正	現 行
<p>(削除)</p> <p>(特定日以後の給料の特例)</p> <p>7 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項及び第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(附則第4項の規定により号給を決定された職員又は職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第98号)附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額)とする。</u></p> <p>8 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年神奈川県条例第 号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和58年神奈川県条例第28号)第3条第1号に掲げる職員に相当する職員</u></p>	<p><u>らの規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(<u>勤勉手当に関する特例</u>)</p> <p>57 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p>	
<p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p>	
<p>9 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第11項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	(新規)
<p>10 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>	(新規)
<p>11 <u>警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた</u></p>	(新規)

改 正	現 行
<p><u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	
<p><u>12 附則第10項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第10項中「前項」とあるのは「附則第11項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。</u></p>	(新規)
<p><u>13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第9項及び第10項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新規)
<p><u>14 附則第9項若しくは第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新規)
<p><u>15 附則第9項若しくは第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第17条の2第2項並びに特勤条例第21条第2項の規定の適用については、第15条第5項及び第17条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項、第11項、第13項</u></p>	(新規)

改 正	現 行																																																																																							
<p>又は第14項の規定による給料の額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>16 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(新規)</p> <p>附則別表第1 行政職給料表(1)、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員(附則別表第3の適用を受けるものを除く。)の切替表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">旧給料月額</th> <th style="text-align: center;">新給料月額</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">5,500</td><td style="text-align: center;">6,100</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,600</td><td style="text-align: center;">6,100</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,700</td><td style="text-align: center;">6,300</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,800</td><td style="text-align: center;">6,300</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,900</td><td style="text-align: center;">6,600</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,050</td><td style="text-align: center;">6,600</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,200</td><td style="text-align: center;">7,000</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,400</td><td style="text-align: center;">7,000</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,600</td><td style="text-align: center;">7,400</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,900</td><td style="text-align: center;">7,400</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7,200</td><td style="text-align: center;">8,000</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7,500</td><td style="text-align: center;">8,000</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7,800</td><td style="text-align: center;">8,600</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8,100</td><td style="text-align: center;">8,600</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8,400</td><td style="text-align: center;">9,200</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8,700</td><td style="text-align: center;">9,200</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9,000</td><td style="text-align: center;">9,800</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9,300</td><td style="text-align: center;">9,800</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9,600</td><td style="text-align: center;">10,600</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10,000</td><td style="text-align: center;">10,600</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10,400</td><td style="text-align: center;">11,400</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10,800</td><td style="text-align: center;">11,400</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11,200</td><td style="text-align: center;">12,300</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11,600</td><td style="text-align: center;">12,300</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12,100</td><td style="text-align: center;">13,300</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12,600</td><td style="text-align: center;">13,300</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">13,100</td><td style="text-align: center;">14,300</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> </tbody> </table>	旧給料月額	新給料月額	期間	円	円	月	5,500	6,100	6	5,600	6,100		5,700	6,300	6	5,800	6,300		5,900	6,600	6	6,050	6,600		6,200	7,000	6	6,400	7,000		6,600	7,400	6	6,900	7,400		7,200	8,000	6	7,500	8,000		7,800	8,600	6	8,100	8,600		8,400	9,200	6	8,700	9,200		9,000	9,800	6	9,300	9,800		9,600	10,600	6	10,000	10,600		10,400	11,400	6	10,800	11,400		11,200	12,300	6	11,600	12,300		12,100	13,300	6	12,600	13,300		13,100	14,300	6
旧給料月額	新給料月額	期間																																																																																						
円	円	月																																																																																						
5,500	6,100	6																																																																																						
5,600	6,100																																																																																							
5,700	6,300	6																																																																																						
5,800	6,300																																																																																							
5,900	6,600	6																																																																																						
6,050	6,600																																																																																							
6,200	7,000	6																																																																																						
6,400	7,000																																																																																							
6,600	7,400	6																																																																																						
6,900	7,400																																																																																							
7,200	8,000	6																																																																																						
7,500	8,000																																																																																							
7,800	8,600	6																																																																																						
8,100	8,600																																																																																							
8,400	9,200	6																																																																																						
8,700	9,200																																																																																							
9,000	9,800	6																																																																																						
9,300	9,800																																																																																							
9,600	10,600	6																																																																																						
10,000	10,600																																																																																							
10,400	11,400	6																																																																																						
10,800	11,400																																																																																							
11,200	12,300	6																																																																																						
11,600	12,300																																																																																							
12,100	13,300	6																																																																																						
12,600	13,300																																																																																							
13,100	14,300	6																																																																																						

改 正	現 行		
	13,600	14,300	
	14,100	15,300	6
	14,600	15,300	
	15,100	16,300	6
	15,600	17,300	9
	16,300	17,300	
	17,000	18,300	3
	17,700	19,300	6
	18,400	20,300	9
	19,100	20,300	3
	19,800	21,400	9
	20,500	21,400	
	21,200	22,600	6
	22,000	23,800	9
	22,800	23,800	
	23,600	25,000	3
	24,400	26,200	6
	25,300	27,500	9
	26,200	27,500	
	27,300	28,900	3
	28,400	30,300	6
	29,500	32,000	9
	30,600	32,000	
	31,700	33,700	3
	32,800	35,400	6
	33,900	37,100	9
	35,300	37,100	
	36,700	38,800	3
	38,100	40,500	6
	39,600	42,200	6
	41,100	44,400	9
	42,700	44,400	
	44,300	46,600	3
	45,900	48,800	6
	47,500	51,000	9
	49,100	51,000	
	50,700	53,200	3
	52,300	55,400	
	53,900	55,400	
	55,500	57,600	
	57,300	60,000	
(削除)	附則別表第2 行政職給料表(2)の適用を受ける		
	職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間

改正	現行		
	円	円	月
	4,900	5,300	6
	5,000	5,300	
	5,100	5,400	
	5,200	5,500	
	5,300	5,600	
	5,400	5,700	
	5,500	5,800	
	5,600	5,900	
	5,700	6,000	
	5,800	6,200	
	5,900	6,500	3
	6,050	6,800	6
	6,200	6,800	
	6,400	7,100	3
	6,600	7,400	6
	6,900	7,400	
	7,200	7,800	3
	7,500	8,200	6
	7,800	8,200	
	8,100	8,700	3
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	9,700	3
	9,300	9,700	
	9,600	10,300	3
	10,000	10,900	6
	10,400	10,900	
	10,800	11,500	3
	11,200	12,100	6
	11,600	12,700	6
	12,100	12,700	
	12,600	13,300	
	13,100	13,900	3
	13,600	14,500	3
	14,100	15,100	6
	14,600	15,700	6
	15,100	15,700	
	15,600	16,300	
	16,300	17,500	3
	17,000	18,100	
	17,700	18,700	
	18,400	19,300	
	19,100	19,900	

改 正	現 行		
	19,800	20,500	
	20,500	21,700	6
	21,200	22,300	
	22,000	22,900	
	22,800	24,100	6
	23,600	24,700	
	24,400	25,900	3
	25,300	26,500	
	26,200	27,700	3
	27,300	28,900	3
	28,400	30,100	3
	29,500	30,700	
(削除)	附則別表第3 公安職給料表の適用を受ける職員で旧給料月額が7,500円以下のものの切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	6,400	7,300	
	6,600	7,700	6
	6,900	7,700	
	7,200	8,100	6
	7,500	8,100	
(削除)	附則別表第4 海事職給料表(1)の適用を受ける職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	6,900	7,400	
	7,200	8,000	6
	7,500	8,000	
	7,800	8,600	6
	8,100	8,600	
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	10,000	6
	9,300	10,000	3
	9,600	10,800	9
	10,000	10,800	3
	10,400	11,800	9
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	

改 正	現 行		
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	16,800	3
	16,300	18,000	9
	17,000	18,000	
	17,700	19,200	6
	18,400	20,400	9
	19,100	20,400	3
	19,800	21,600	9
	20,500	21,600	3
	21,200	22,800	9
	22,000	22,800	
	22,800	24,200	6
	23,600	25,600	9
	24,400	25,600	
	25,300	27,000	3
	26,200	28,400	6
	27,300	29,800	9
	28,400	29,800	
	29,500	31,200	3
	30,600	32,600	6
	31,700	34,200	9
	32,800	34,200	
	33,900	35,800	
	35,800	37,400	3
	36,700	39,000	6
	38,100	40,600	6
	39,600	42,200	6
	41,100	43,800	6
	42,700		
(削除)	附則別表第5 海事職給料表(2)の適用を受ける		
	職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	5,400	5,900	
	5,500	6,100	6
	5,600	6,100	
	5,700	6,400	6
	5,800	6,400	3
	5,900	6,400	
	6,050	6,800	6
	6,200	6,800	

改 正	現 行		
	6,400	7,200	6
	6,600	7,200	
	6,900	7,600	6
	7,200	7,600	
	7,500	8,200	6
	7,800	8,200	
	8,100	8,800	6
	8,400	8,800	
	8,700	9,400	6
	9,000	9,400	
	9,300	10,200	6
	9,600	10,200	
	10,000	11,000	6
	10,400	11,000	
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	16,800	3
	16,300	17,800	6
	17,000	18,800	9
	17,700	18,800	
	18,400	19,800	3
	19,100	20,800	9
	19,800	20,800	3
	20,500	21,800	6
	21,200	22,800	9
	22,000	23,800	9
	22,800	23,800	
	23,600	24,800	
	24,400	25,800	3
	25,300	26,800	3
	26,200	27,800	3
	27,300	28,800	3
	28,400	29,800	
(削除)	附則別表第6 大学教育職給料表及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間

改正	現行		
	円	円	月
	6,900	7,400	
	7,200	8,000	6
	7,500	8,000	
	7,800	8,600	6
	8,100	8,600	
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	9,800	6
	9,300	9,800	
	9,600	10,800	9
	10,000	10,800	3
	10,400	11,800	9
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	17,000	6
	16,300	17,000	
	17,000	18,200	3
	17,700	19,400	9
	18,400	19,400	3
	19,100	20,800	6
	19,800	20,800	3
	20,500	22,200	9
	21,200	22,200	
	22,000	23,600	6
	22,800	23,600	
	23,600	25,200	6
	24,400	26,800	9
	25,300	26,800	3
	26,200	28,400	6
	27,300	30,000	9
	28,400	30,000	3
	29,500	31,600	6
	30,600	33,200	9
	31,700	33,200	
	32,800	34,800	3

改 正	現 行		
	33,900	36,400	6
	35,300	38,000	9
	36,700	39,600	9
	38,100	39,600	
	39,600	41,200	
	41,100	42,800	
	42,700	44,400	
	44,300	46,000	
	45,900	47,600	
	47,500	49,600	3
	49,100	51,600	6
	50,700	53,600	6
	52,300	55,600	
	53,900	55,600	
	55,500	57,600	
	57,300	60,000	
(削除)	附則別表第7 医療職給料表(3)の適用を受ける		
	職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	6,600	7,300	3
	6,900	7,800	6
	7,200	7,800	
	7,500	8,300	6
	7,800	8,300	
	8,100	8,900	6
	8,400	8,900	
	8,700	9,500	6
	9,000	9,500	
	9,300	10,200	6
	9,600	10,200	
	10,000	11,000	6
	10,400	11,000	
	10,800	11,800	3
	11,200	11,800	
	11,600	12,600	3
	12,100	13,500	9
	12,600	13,500	3
	13,100	14,500	9
	13,600	14,500	3
	14,100	15,500	9
	14,600	15,500	3
	15,100	16,500	9
	15,600	16,500	

改 正	現 行		
	16,300	17,500	3
	17,000	18,500	6
	17,700	19,500	9
	18,400	19,500	
	19,100	20,500	6
	19,800	21,500	9
	20,500	21,500	
	21,200	22,500	3
	22,000	23,500	6
	22,800	24,500	9
	23,600	24,500	
	24,400	25,500	
	25,300	26,700	3
	26,200	27,900	3
	27,300	29,100	6
	28,400	30,300	6
	29,500	31,500	6
	30,600	32,700	6
	31,700	33,900	6
	32,800	35,100	6
	33,900		

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
定年前再任用短時間		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
再任用職員		187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正											現行											
間勤 務職 員	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額												
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	187	235	255	274	289	315	356	389	441	521												
	,70	,20	,20	,60	,70	,10	,80	,90	,00	,40												
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	基準給 料月額	円 193,60	円 204,70	円 223,20	円 244,00	円 274,70
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		0	0	0	0	0

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	再任 用職 員	193,60	204,70	223,20	244,00	274,70
		0	0	0	0	0

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

改 正									現 行									
職務 員 以 外 の 職 員									以 外 の 職 員									
定年 前再 任用	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	再任 用職 員									
短時 間勤 務職 員	円	円	円	円	円	円	円	円		253,200	257,300	273,000	288,600	305,100	319,200	377,900	409,500	
	253,200	257,300	273,000	288,600	305,100	319,200	377,900	409,500										

備考 (略)

別表第4 (第3条関係)

海事職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
短時 間勤 務職 員 以 外 の 職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 (略)

別表第5 (第3条関係)

海事職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円

備考 (略)

別表第4 (第3条関係)

海事職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
以 外 の 職 員		再任 用職 員					
		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 (略)

別表第5 (第3条関係)

海事職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円

改 正							現 行								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員								
		円	円	円	円	円			215,10	229,60	231,60	253,70	282,20		
		0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
備考 (略) 別表第6 (第3条関係) 研究職給料表							備考 (略) 別表第6 (第3条関係) 研究職給料表								
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任用職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員							
		円	円	円	円	円	円			217,50	258,70	283,50	325,90	384,40	426,10
		00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00
備考 (略) 別表第7 (第3条関係) 医療職給料表(1)							備考 (略) 別表第7 (第3条関係) 医療職給料表(1)								

改 正						現 行					
職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	再任 用職 員		297,400	339,900	394,200	467,400	

備考 (略)

別表第8 (第3条関係)

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円 188,700	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

備考 (略)

別表第8 (第3条関係)

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	再任 用職 員	188,700	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

改 正									現 行								
員									員								
備考 (略)									備考 (略)								
別表第9 (第3条関係)									別表第9 (第3条関係)								
医療職給料表(3)									医療職給料表(3)								
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	再任 用職 員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600
備考 (略)		円	円	円	円	円	円	円	備考 (略)								
別表第10 (第3条関係)		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600	別表第10 (第3条関係)								
福祉職給料表									福祉職給料表								
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)		
定年		基準	基準	基準	基準	基準	基準	再任		201,5	241,0	255,3	288,4	315,1	356,8		

改 正							現 行								
前再		給料	給料	給料	給料	給料	給料	用職		00	00	00	00	00	00
任用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	員							
短時		円	円	円	円	円	円								
間勤		201,5	241,0	255,3	288,4	315,1	356,8								
務職		00	00	00	00	00	00								
員															
備考 (略) 別表第11 (略)							備考 (略) 別表第11 (略)								

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表
（附則第8項関係）

改 正	現 行
第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)	第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)
第8条 (略) 2～4 (略)	第8条 (略) 2～4 (略)
5 <u>第4条の規定により任期を定めて採用された職員に対する給与条例第5条第1項並びに第11条第2項及び第3項ただし書並びに学校職員給与条例第5条第1項、第14条の2（見出しを含む。）、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書並びに第21条第1項及び第2項ただし書の規定の適用については、給与条例第5条第1項及び学校職員給与条例第5条第1項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とし、給与条例第11条第2項及び学校職員給与条例第14条の2中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とし、給与条例第11条第3項ただし書並びに学校職員給与条例第14条の2の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書並びに第21条第1項及び第2項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」</u>	(新設)

改 正	現 行
とする。 第9条 (略)	第9条 (略)

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第21号）新旧対照表〈附則第9項関係〉

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第4項</u>の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第4項</u>に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第4項及び第5項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例<u>附則第4項</u>の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例<u>附則第4項</u>に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第8項及び第9項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第22項</u>の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第22項</u>に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第4項及び第5項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例<u>附則第21項</u>の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例<u>附則第21項</u>に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第8項及び第9項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号</p>

改 正	現 行
<p>給」という。)の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>給」という。)の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>7～9 (略)</p>

7 職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項の規定に基づき、地方公務員法第4条第1項に規定する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u></p> <p>_____の規定に基づき、地方公務員法第4条第1項に規定する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。</u></p> <p>(1) <u>病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師</u> 年齢<u>65年</u></p> <p>(2) <u>庁務、館内整理、病棟作業、衛生検査作業、運動場整備及び学校作業に関する業務に従事する者</u> 年齢<u>63年</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員に</u>係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該</u>職務に従事させるため <u>引き続き勤務させることができる。</u></p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げるいずれかの事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第8条から第10条まで（第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項第3号を除く。）において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員に</u>係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該</u>職務に従事させるため <u>引き続き勤務させることができる。</u></p>

改 正	現 行
<p>(1) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めるときは、人事委員会の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 <u>地方公務員法(以下「法」という。)第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23</u></p>	<p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、<u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は<u>、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>号) 第2条第2項の管理職手当の支給を受ける企業職員の職及び職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)第7条の2第1項又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第7条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者の職</p> <p>(2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官の占める職(前号に該当する職を除く。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職(管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</p> <p>(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正			現 行
<p>の段階に属する職に、降任等をする事。</p> <p>2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第8条の見出し	他の職への降任等	特定任命	
第8条第1項	任命権者	警察本部長	
	法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。）	警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）	
第8条第1項第1号	職員	特定地方警務官	
	降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。）	特定任命	
	降任等を	特定任命を	
第8条第1項第2号	職員	特定地方警務官	
	降任等	特定任命	
第8条第1項第3号	当該職員	当該特定地方警務官	
	他の職への降任等	特定任命	
	管理監督職が	管理監督職（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下この号において同じ。）が	

改 正		現 行
	占める職員	占める特定地方 警務官
	上位職職員	上位職特定地方 警務官
	降任等をした 、降任等	特定任命をした 、特定任命
<p>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</p> <p>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げるいずれかの事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きありと認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末</p>		(新設)

改 正	現 行
<p>日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。（異動期間の延長等に係る職員の同意）</p> <p>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)	
<p>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該職員の他の職への降任等をするものとする。</p>	(新設)
(定年前再任用短時間勤務職員の任用)	(新設)
<p>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</p>	(新設)
<p>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者に相当する者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p>	(新設)
<p>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</p>	
(雑則)	
<p>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	(新設)
<p>附 則 1～7 (略)</p>	<p>附 則 1～7 (略)</p>
(定年に関する経過措置)	(新設)
<p>8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号。次項及び附則第10項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条第1号に掲げる職員の定年に係る適用を除く。）については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	(新設)

改 正	現 行																
<table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年</td> <td>64年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年	61年	3月31日まで		令和7年4月1日から令和9年	62年	3月31日まで		令和9年4月1日から令和11年	63年	3月31日まで		令和11年4月1日から令和13年	64年	3月31日まで		
令和5年4月1日から令和7年	61年																
3月31日まで																	
令和7年4月1日から令和9年	62年																
3月31日まで																	
令和9年4月1日から令和11年	63年																
3月31日まで																	
令和11年4月1日から令和13年	64年																
3月31日まで																	
<p>9 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員の定年に係る第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和11年</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年</td> <td>64年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和11年	63年	3月31日まで		令和11年4月1日から令和13年	64年	3月31日まで		(新設)								
令和5年4月1日から令和11年	63年																
3月31日まで																	
令和11年4月1日から令和13年	64年																
3月31日まで																	
<p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p>																	
<p>10 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	(新設)																
<p>11 <u>警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に</u></p>	(新設)																

改 正	現 行
<p><u>達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする</u>とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第6号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 _____ _____ _____ (2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) (6) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員</u>	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。) (2) (略) (3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) (新設)

9 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p>
<p>第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律 (以下「育児休業法」という。)第2条第1項 の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項</u> <u>から第4項までの規定により異動期間(これ</u> <u>らの規定により延長された期間を含む。)</u>を <u>延長された管理監督職を占める職員</u> (4)・(5) (略)</p>	<p>第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律 (以下「育児休業法」という。)第2条第1項 の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (新規) (3)・(4) (略)</p>
<p>第2条の2～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>	<p>第2条の2～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>
<p>第7条 (略) 2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例第16条第1項及び学校職員の給与等 に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの 基準日に育児休業をしている職員(地方公務員 法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第 1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前 6箇月以内の期間において勤務した期間がある 職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給 する。</p>	<p>第7条 (略) 2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例第16条第1項及び学校職員の給与等 に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの 基準日に育児休業をしている職員(地方公務員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前 6箇月以内の期間において勤務した期間がある 職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給 する。</p>
<p>第8条・第9条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)</p>	<p>第8条・第9条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)</p>
<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める 職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項</u> <u>から第4項までの規定により異動期間(これ</u> <u>らの規定により延長された期間を含む。)</u>を <u>延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める 職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (新規)</p>
<p>第11条～第16条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員 の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例 の特例)</p>	<p>第11条～第16条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員 の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例 の特例)</p>
<p>第17条 育児短時間勤務をしている職員について の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例の規定の適用については、次の表の左 欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。</p>	<p>第17条 育児短時間勤務をしている職員について の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例の規定の適用については、次の表の左 欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。</p>

改 正			現 行																																																		
(略)			(略)																																																		
(削除)			第5条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする																																																
(略)			(略)																																																		
(削除)			第11条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）第17条																																																
(略)			(略)																																																		
<p>(育児短時間勤務をしている職員についての職員の特務手当に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）第48条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)	(略)		<p>(育児短時間勤務をしている職員についての職員の特務手当に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）第48条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)	(略)																																									
地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)																																																				
(略)																																																					
地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)																																																				
(略)																																																					
<p>(育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第13条の4第1項第3号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第14条の2の見出し</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>育児短時間勤務職員</td> </tr> <tr> <td>第14条の2</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常勤の職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(略)			(削除)			第13条の4第1項第3号	(略)	(略)	第14条の2の見出し	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	第14条の2	定年前再任用短時間勤務職員	(略)		常勤の職員	(略)	(略)			(削除)			<p>(育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条第9項</td> <td>とする</td> <td>に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td>第13条の4第1項第3号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の2</td> <td>短時間勤務職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常勤の職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第16条第4項</td> <td>第2項</td> <td>職員の育児休業等に関する条例（平成4</td> </tr> </table>			(略)			第5条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第13条の4第1項第3号	(略)	(略)	(新規)			第14条の2	短時間勤務職員	(略)		常勤の職員	(略)	(略)			第16条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4
(略)																																																					
(削除)																																																					
第13条の4第1項第3号	(略)	(略)																																																			
第14条の2の見出し	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員																																																			
第14条の2	定年前再任用短時間勤務職員	(略)																																																			
	常勤の職員	(略)																																																			
(略)																																																					
(削除)																																																					
(略)																																																					
第5条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする																																																			
第13条の4第1項第3号	(略)	(略)																																																			
(新規)																																																					
第14条の2	短時間勤務職員	(略)																																																			
	常勤の職員	(略)																																																			
(略)																																																					
第16条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4																																																			

改 正			現 行		
					年神奈川県条例第7号) 第19条
(略)			(略)		
第20条～第25条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の特例)			第20条～第25条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の特例)		
第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第17条の3の規定の適用については、次の表の左欄_____に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする	第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条	第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第17条	
第11条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)	再任用職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員	
第11条第3項及び第17条の3(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員			
第17条の3	第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10	第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第17条			

改 正			現 行	
	条の2及び 第17条			
(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)			(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)	
第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例第21条の2の規定の適用については、次の表の左欄_____に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける 号給に応じた額に、 その者の1週間当た りの勤務時間を勤務 時間条例第2条第1 項に規定する勤務時 間で除して得た数を 乗じて得た額とする	第8条、第9条、第9条 の4及び第15条	第8条、第9条、第 9条の4及び第9条 の6
第14条の2 の見出し、 第16条第2 項及び第3 項ただし 書、第20条 の4第1項 及び第2項 ただし書、 第21条第1 項及び第2 項ただし書 並びに第21 条の2（見 出しを含 む。）	定年前再任 用短時間勤 務職員	育児短時間勤務に伴 う短時間勤務職員	再任用職員	地方公務員の育児休 業等に関する法律 （平成3年法律第 110号）第18条第1 項の規定により採用 された同項に規定す る短時間勤務職員
第14条の2	定年前再任 用短時間勤 務職員	地方公務員の育児休 業等に関する法律 （平成3年法律第 110号）第18条第1 項の規定により採用 された同項に規定す る短時間勤務職員 （以下「育児短時間		

改 正			現 行
		勤務に伴う短時間勤務職員」という。)	
第21条の2	第8条、第9条、第9条の4及び第9条の4及び第15条	第8条、第9条、第9条の4及び第9条の6	
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部分休業の承認の請求時における勤務日数、勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>第29条～第34条 (略)</p>			<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部分休業の承認の請求時における勤務日数、勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>第29条～第34条 (略)</p>

10 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条（略） 第2条（略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。</u>） （2） 非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>） （3）～（5）（略） （6） <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員</u> 3（略） 第3条～第23条（略）</p>	<p>第1条（略） 第2条（略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>） （2） 非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>） （3）～（5）（略） （新設） 3（略） 第3条～第23条（略）</p>

11 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第3条（略） （適用除外）</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した場合（<u>同法第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>第5条・第6条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （適用除外）</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した場合（<u>同法第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>第5条・第6条（略）</p>

12 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表
【総務局関係】

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表
〈第2号関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第48条（略） （短時間勤務職員の特殊勤務手当の額） 第48条の2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当の額は、常勤の職員に支給する額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。 第48条の3～第50条（略）</p>	<p>第1条～第48条（略） （短時間勤務職員の特殊勤務手当の額） 第48条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当の額は、常勤の職員に支給する額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。 第48条の3～第50条（略）</p>

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神奈川県条例第11号）新旧対照表
〈第4号関係〉

改 正	現 行
<p>第1条（略） （任命権者の報告） 第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。 （1）～（11）（略） 第3条～第6条（略）</p>	<p>第1条（略） （任命権者の報告） 第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。 （1）～（11）（略） 第3条～第6条（略）</p>

13 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第1条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>

<第2条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）新旧対照表

<第3条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>

<第4条関係>

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第5条関係>

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>

<第6条関係>

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）新旧対照表

<第7条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>

<第8条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）新旧対照表

<第9条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>

<第10条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

14 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（<u>神奈川県の休日</u>を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日を除いた日数が20日に満たない月にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2条の2～第9条 (略) (失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が <u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当</u></p>	<p>第1条 (略) (退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日</p> <p>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2条の2～第9条 (略) (失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当</u></p>

改 正	現 行
<p>該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第3項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</p>	<p>該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第3項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする</p>
4～15（略）	4～15（略）
第11条～第20条（略）	第11条～第20条（略）
附 則	附 則
1～28（略）	1～28（略）
<p>29 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」</p> <p>とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、か</p>	<p>29 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」</p> <p>とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、か</p>

改 正	現 行
つ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。	つ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和50年神奈川県条例第6号）新旧対照表
（附則第3項関係）

改 正	現 行
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 <u>職員の退職手当に関する条例</u>	2 <u>この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）</u>
第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、 <u>同条例</u> （第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。この場合において、その者に対する <u>同条例</u> 第3条又は第5条の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。	第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、 <u>新条例</u> （第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。この場合において、その者に対する <u>新条例</u> 第3条又は第5条の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
3 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する <u>職員の退職手当に関する条例</u> 第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。 (削除)	3 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する <u>新条例</u> 第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。
(削除)	4 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）</u> 前の期間に係るこの条例による改正前の <u>職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）</u> 第10条の規定による失業者の退職手当の支給については、 <u>なお従前の例による。</u>
(削除)	5 <u>施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第10条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第10条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。</u> (1) <u>新条例第10条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「当該1年の期間内」とあるのは、「昭和50年4月1日か</u>

改 正	現 行
	<p>ら当該退職の日の属する年の翌年のこれに <u>相当する日までの間」とする。</u></p> <p>(2) <u>新条例第10条第1項第2号に規定する基本手当の日額が旧条例第10条第1項第2号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から施行日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数に満たないものについての新条例第10条第1項に規定する待期日数については、人事委員会規則で定めるところにより算定した日数とする。</u></p> <p>(3) <u>新条例第10条第1項又は第2項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第10条第1項又は第2項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第6項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。</u></p> <p>(4) <u>新条例第10条第3項から第5項まで及び第6項第1号の規定は、適用しない。</u></p> <p>(5) <u>この条例の施行の際現に旧条例第10条第3項又は第5項第1号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第10条第6項第2号又は第7項第1号に規定する公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等とみなす。</u></p>
<p>4 前2項 _____ に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。</p>

15 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第9条（略） （地域手当） 第9条の2（略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の12.05</u> を乗じて得た額とする。 3（略） 第9条の3～第15条の3（略） （勤勉手当） 第16条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の125</u> ）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の60</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5（略） 第16条の2～第22条（略）	第1条～第9条（略） （地域手当） 第9条の2（略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の12</u> を乗じて得た額とする。 3（略） 第9条の3～第15条の3（略） （勤勉手当） 第16条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の115</u> ）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の55</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5（略） 第16条の2～第22条（略）

〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第9条（略） （地域手当） 第9条の2（略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の12.09</u> を乗じて得た額とする。 3（略）	第1条～第9条（略） （地域手当） 第9条の2（略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の12.05</u> を乗じて得た額とする。 3（略）

改 正	現 行
<p>第9条の3～第15条の3 (略) (勤勉手当) 第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p> <p>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動(公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第3条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き</p>	<p>第9条の3～第15条の3 (略) (勤勉手当) 第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p> <p>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動(公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第3条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き</p>

改 正	現 行
<p>15 附則第9項若しくは第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第17条の2第2項並びに職員の特務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）第21条第2項の規定の適用については、第15条第5項及び第17条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とし、<u>同条例</u>第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>16 （略）</p>	<p>15 附則第9項若しくは第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第17条の2第2項並びに<u>特勤条例</u></p> <hr/> <p>第21条第2項の規定の適用については、第15条第5項及び第17条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とし、<u>特勤条例</u>第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>16 （略）</p>

行政職給料表(1)(令和4年度の改定)

※「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	4,000	198,500	3,000	234,400	2,900	266,000	1,800	290,700	1,000
	2	151,200	4,000	200,300	3,000	236,000	2,900	267,700	1,700	292,900	1,000
	3	152,400	4,000	202,100	3,000	237,500	2,900	269,200	1,400	295,000	1,000
	4	153,500	4,000	203,900	3,000	239,000	2,800	271,000	1,100	297,000	1,000
	5	154,600	4,000	205,400	3,000	240,300	2,700	272,700	1,100	298,800	900
	6	155,700	4,000	207,200	3,000	241,900	2,600	274,500	1,100	300,800	800
	7	156,800	4,000	209,000	3,000	243,400	2,600	276,300	1,100	302,600	400
	8	157,900	4,000	210,800	3,000	244,900	2,500	278,300	1,100	304,200	
	9	158,900	4,000	212,400	3,000	246,000	2,500	280,200	1,000	306,100	
	10	160,300	4,000	214,200	3,000	247,500	2,500	282,200	1,000	308,400	
	11	161,600	4,000	216,000	3,000	249,000	2,400	284,100	1,000	310,600	
	12	162,900	4,000	217,800	3,000	250,300	2,400	286,000	1,000	312,900	
	13	164,100	4,000	219,200	3,000	251,800	2,400	287,900	900	315,000	
	14	165,600	4,000	221,000	3,000	253,000	2,200	289,700	800	317,100	
	15	167,100	4,000	222,700	3,000	254,300	2,200	291,200	400	319,300	
	16	168,700	4,000	224,500	3,000	255,500	2,000	292,600		321,400	
	17	169,800	3,900	226,100	2,900	256,800	1,800	294,400		323,300	
	18	171,200	3,800	227,800	2,900	258,200	1,700	296,400		325,300	
	19	172,600	3,700	229,400	2,900	259,600	1,400	298,500		327,300	
	20	174,000	3,600	230,900	2,800	261,100	1,100	300,500		329,300	
	21	175,300	3,600	232,200	2,700	262,700	1,100	302,400		331,000	
	22	177,800	3,400	233,800	2,600	264,400	1,100	304,500		333,100	
	23	180,300	3,300	235,400	2,600	266,000	1,100	306,500		335,100	
	24	182,800	3,200	236,900	2,500	267,600	1,100	308,600		337,200	
	25	185,200	3,000	237,900	2,500	269,400	1,000	310,300		338,600	
	26	186,900	3,000	239,400	2,500	271,200	1,000	312,400		340,500	
	27	188,500	3,000	240,700	2,400	272,900	1,000	314,400		342,400	
	28	190,200	3,000	241,900	2,400	274,600	1,000	316,400		344,300	
	29	191,700	3,000	243,100	2,400	276,200	900	318,100		345,900	
	30	193,400	3,000	244,100	2,200	277,900	900	320,100		347,800	
	31	195,200	3,000	245,100	2,200	279,700	900	322,200		349,700	
	32	196,900	3,000	246,100	2,000	281,200	900	324,300		351,500	
	33	198,500	3,000	247,200	1,800	282,400	600	325,500		353,400	
	34	199,900	3,000	248,100	1,700	284,100	400	327,500		355,200	
	35	201,400	3,000	249,000	1,400	285,700	200	329,400		357,000	
	36	202,900	3,000	250,000	1,100	287,400		331,500		358,700	
	37	204,200	3,000	250,900	1,100	289,000		333,400		360,100	
	38	205,500	3,000	252,200	1,100	290,700		335,300		361,400	
	39	206,700	3,000	253,400	1,100	292,500		337,300		362,800	
	40	208,000	3,000	254,700	1,100	294,300		339,200		364,200	
	41	209,300	3,000	256,000	1,000	295,800		341,100		365,500	
	42	210,600	3,000	257,400	1,000	297,500		343,000		366,400	
	43	211,900	3,000	258,600	1,000	299,000		344,800		367,500	
	44	213,200	3,000	259,800	1,000	300,600		346,700		368,600	

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	<u>214,300</u>	3,000	<u>260,900</u>	900	302,200		348,200		369,400	
	46	<u>215,600</u>	3,000	<u>262,100</u>	900	303,900		349,600		370,300	
	47	<u>216,900</u>	3,000	<u>263,400</u>	900	305,500		351,100		371,200	
	48	<u>218,200</u>	3,000	<u>264,500</u>	900	307,200		352,600		372,100	
	49	<u>219,200</u>	2,900	<u>265,600</u>	900	308,100		354,200		373,000	
	50	<u>220,300</u>	2,900	<u>266,600</u>	800	309,600		355,000		373,800	
	51	<u>221,300</u>	2,900	<u>267,800</u>	700	311,100		356,200		374,600	
	52	<u>222,300</u>	2,800	<u>268,900</u>	500	312,700		357,200		375,400	
	53	<u>223,300</u>	2,700	<u>269,900</u>	500	314,300		358,100		376,100	
	54	<u>224,200</u>	2,600	<u>270,900</u>	400	315,900		359,200		376,800	
	55	<u>225,100</u>	2,600	<u>272,000</u>	200	317,500		360,100		377,500	
	56	<u>226,000</u>	2,500	273,100		319,000		361,200		378,200	
	57	<u>226,300</u>	2,500	274,000		320,500		362,100		378,700	
	58	<u>227,100</u>	2,500	275,000		321,700		362,800		379,300	
	59	<u>227,800</u>	2,400	275,900		322,900		363,500		379,900	
	60	<u>228,500</u>	2,400	277,000		324,100		364,200		380,600	
	61	<u>229,200</u>	2,400	278,100		324,800		364,600		381,000	
	62	<u>230,000</u>	2,200	279,100		325,700		365,200		381,700	
	63	<u>230,700</u>	2,100	280,000		326,500		365,900		382,300	
	64	<u>231,300</u>	1,900	281,000		327,300		366,600		382,900	
	65	<u>231,900</u>	1,800	281,500		328,200		366,900		383,300	
	66	<u>232,500</u>	1,700	282,400		328,600		367,600		383,900	
	67	<u>233,100</u>	1,400	283,100		329,300		368,300		384,500	
	68	<u>233,800</u>	1,100	284,000		330,100		369,000		385,100	
	69	<u>234,500</u>	1,100	285,000		330,900		369,300		385,500	
	70	<u>235,100</u>	1,100	285,800		331,600		369,900		386,000	
	71	<u>235,600</u>	1,100	286,600		332,300		370,600		386,500	
	72	<u>236,300</u>	1,100	287,400		333,000		371,200		387,100	
	73	<u>237,000</u>	1,000	288,200		333,500		371,500		387,400	
	74	<u>237,600</u>	1,000	288,700		334,100		372,100		387,800	
	75	<u>238,200</u>	1,000	289,100		334,600		372,800		388,200	
	76	<u>238,700</u>	1,000	289,600		335,200		373,400		388,600	
	77	<u>239,300</u>	900	289,800		335,500		373,800		388,900	
	78	<u>240,000</u>	900	290,100		336,000		374,300		389,200	
	79	<u>240,700</u>	900	290,300		336,400		374,900		389,500	
	80	<u>241,200</u>	900	290,700		336,900		375,400		389,800	
	81	<u>241,700</u>	900	290,900		337,300		375,900		390,000	
	82	<u>242,300</u>	800	291,100		337,800		376,500		390,300	
	83	<u>242,900</u>	700	291,500		338,300		377,000		390,600	
	84	<u>243,400</u>	500	291,800		338,800		377,300		390,800	
	85	<u>243,900</u>	400	292,100		339,100		377,700		391,000	
	86	<u>244,500</u>	300	292,400		339,500		378,200		391,300	
	87	<u>245,100</u>	200	292,700		340,000		378,600		391,600	
	88	245,600		293,100		340,400		379,000		391,800	

再任
用職
員以
外の
職員

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	246,100		293,400		340,700		379,400		392,000	
	90	246,600		293,800		341,100		379,900		392,300	
	91	246,900		294,100		341,600		380,300		392,600	
	92	247,300		294,500		342,000		380,700		392,800	
	93	247,600		294,700		342,200		381,000		393,000	
	94			294,900		342,600		381,500		393,300	
	95			295,200		343,100		381,900		393,600	
	96			295,600		343,500		382,300		393,800	
	97			295,800		343,700		382,600		394,000	
	98			296,100		344,100		383,100		394,300	
	99			296,500		344,500		383,500		394,600	
	100			296,900		344,800		383,900		394,800	
	101			297,100		345,100		384,200		395,000	
	102			297,400		345,500		384,700			
	103			297,800		345,900		385,100			
	104			298,100		346,300		385,500			
	105			298,300		346,800		385,800			
	106			298,600		347,200					
	107			299,000		347,600					
	108			299,300		348,000					
	109			299,500		348,500					
	110			299,900		348,900					
	111			300,300		349,200					
	112			300,600		349,500					
	113			300,800		350,000					
	114			301,000							
	115			301,300							
	116			301,700							
	117			301,900							
	118			302,100							
	119			302,400							
	120			302,700							
	121			303,100							
	122			303,300							
	123			303,600							
	124			303,900							
	125			304,200							
再任 用職 員		187,700		235,200		255,200		274,600		289,700	

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	319,200		362,900		408,100		458,400		521,700	
	2	321,400		365,500		410,500		461,500		524,600	
	3	323,700		367,900		413,000		464,500		527,700	
	4	325,900		370,500		415,400		467,500		530,800	
	5	328,100		372,400		417,300		470,500		533,900	
	6	330,100		374,900		419,600		473,500		536,200	
	7	332,300		377,200		421,700		476,500		538,700	
	8	334,500		379,700		423,900		479,600		541,100	
	9	336,400		382,100		425,900		482,300		543,500	
	10	338,600		384,800		428,000		485,400		545,300	
	11	340,600		387,400		430,100		488,400		547,100	
	12	342,800		390,100		432,200		491,500		549,000	
	13	344,600		392,500		433,900		494,200		550,700	
	14	346,600		394,800		435,700		496,500		552,100	
	15	348,600		397,000		437,700		498,800		553,400	
	16	350,600		399,400		439,700		501,100		554,500	
	17	352,300		401,200		441,600		503,200		555,800	
	18	354,300		403,200		443,400		504,600		556,800	
	19	356,100		405,100		445,200		506,100		557,700	
	20	358,000		406,900		446,900		507,500		558,600	
	21	359,900		408,800		448,700		508,700		559,500	
	22	361,800		410,600		450,200		510,100			
	23	363,800		412,400		451,600		511,600			
	24	365,700		414,300		453,100		513,100			
	25	367,700		416,100		454,500		514,200			
	26	369,600		417,600		455,800		515,300			
	27	371,600		419,100		457,100		516,500			
	28	373,600		420,700		458,300		517,700			
	29	375,100		422,300		459,300		518,700			
	30	376,900		423,600		460,000		519,600			
	31	378,700		424,900		460,800		520,500			
	32	380,300		426,100		461,500		521,400			
	33	382,100		427,300		462,200		522,200			
	34	383,500		428,600		463,000		523,100			
	35	385,000		429,900		463,700		523,800			
	36	386,600		431,100		464,300		524,300			
	37	388,000		432,300		464,800		525,000			
	38	389,200		433,100		465,400		525,600			
	39	390,400		433,900		466,000		526,400			
	40	391,500		434,700		466,600		527,000			
	41	392,600		435,300		467,100		527,500			
	42	393,800		436,000		467,600					
	43	395,000		436,700		468,000					
	44	396,100		437,400		468,300					

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	45	396,800		438,200		468,600					
	46	397,500		439,000							
	47	398,200		439,400							
	48	398,900		440,100							
	49	399,500		440,600							
	50	400,100		441,000							
	51	400,600		441,400							
	52	401,000		441,800							
	53	401,400		442,200							
	54	401,700		442,600							
	55	402,000		443,000							
	56	402,300		443,300							
	57	402,600		443,600							
	58	402,900		444,000							
	59	403,200		444,300							
	60	403,500		444,600							
	61	403,800		444,900							
	62	404,100		445,300							
	63	404,400		445,600							
	64	404,700		445,900							
	65	405,000		446,200							
	66	405,300									
	67	405,600									
	68	405,900									
	69	406,100									
	70	406,400									
	71	406,700									
	72	407,000									
	73	407,200									
	74	407,500									
	75	407,800									
	76	408,000									
	77	408,200									
	78	408,500									
	79	408,800									
	80	409,000									
	81	409,200									
	82	409,500									
83	409,800										
84	410,000										
85	410,200										
86	410,500										
87	410,800										
88	411,000										

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	411,200									
	90	411,500									
	91	411,800									
	92	412,000									
	93	412,200									
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
	100										
	101										
	102										
	103										
	104										
	105										
	106										
	107										
	108										
	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
	114										
	115										
	116										
	117										
	118										
	119										
	120										
	121										
	122										
	123										
	124										
	125										
再任 用職員		315,100		356,800		389,900		441,000		521,400	

16 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
関連の新旧対照表

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表
（第1条関係）

改 正	現 行																																
<p>第1条～第4条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">516,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">596,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">693,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">791,300</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	398,000	2	456,000	3	516,300	4	596,300	5	693,300	6	791,300	<p>第1条～第4条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">397,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">516,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">596,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">693,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">791,300</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	397,000	2	456,000	3	516,300	4	596,300	5	693,300	6	791,300
号給	給料月額																																
	円																																
1	398,000																																
2	456,000																																
3	516,300																																
4	596,300																																
5	693,300																																
6	791,300																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	397,000																																
2	456,000																																
3	516,300																																
4	596,300																																
5	693,300																																
6	791,300																																
<p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">332,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	332,000	2	367,000	3	394,000	<p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">331,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	331,000	2	367,000	3	394,000												
号給	給料月額																																
	円																																
1	332,000																																
2	367,000																																
3	394,000																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	331,000																																
2	367,000																																
3	394,000																																
<p>3～5（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採</p>	<p>3～5（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採</p>																																

改 正	現 行
<p>用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」</p> <p>と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」</p> <p>と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」</p> <p>と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」</p> <p>と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表
 〈第3条関係〉

改 正	現 行																																				
<p>第1条～第6条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,300</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	422,000	3	472,300	4	533,300	5	608,300	6	710,300	7	830,300	<p>第1条～第6条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,300</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	375,000	2	422,000	3	472,300	4	533,300	5	608,300	6	710,300	7	830,300
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	422,000																																				
3	472,300																																				
4	533,300																																				
5	608,300																																				
6	710,300																																				
7	830,300																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	375,000																																				
2	422,000																																				
3	472,300																																				
4	533,300																																				
5	608,300																																				
6	710,300																																				
7	830,300																																				
<p>2～4（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用</p>	<p>2～4（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用</p>																																				

改 正	現 行
<p>された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>

〈第4条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるの</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるの</p>

改 正	現 行
<p>は「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p>	<p>とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>第9条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>

17 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の225</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の135</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の67.5</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の215</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の129</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の64.5</u></p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の220</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の132</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の66</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の225</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の135</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の67.5</u></p>